

環境省では、バーゼル法・廃棄物処理法の該非について、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所で、事前相談を受け付けています。

(経済産業省(委託先を含む)では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできません。)

次に、各地方環境事務所への事前相談に必要な書類、その様式等を記載します。

別紙1：事前相談に必要な書類

1. 必ずご提出いただく書類

以下の書類は、事前相談を行う際に、最低限必要な書類です。必ずご用意ください。

- (ア) 輸出案件用確認事項(輸出の場合のみ、別紙2にご記入ください)
- (イ) 廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書(別紙3を参照し別紙4にご記入ください)
- (ウ) 貨物と金銭フロー図(別紙5を参照し作成してください)
- (エ) 発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類(契約書、インボイスなど)
- (オ) 貨物のカラー写真(貨物の状態がはっきりわかるもの)
- (カ) 発生工程及び処理工程を示す書類(工程図、施設の写真、企業概要など)

2. 必要に応じてご提出いただく書類

- (ア) 廃棄物処理法に基づく許可書(いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合)
- (イ) 成分分析表
- (ウ) 分析サンプル写真
- (エ) 相手国における許可書
- (オ) その他

※ 別紙1の書類を全てご提出いただいても、廃棄物、特定有害廃棄物等の該非判断ができない場合もあります。ご承知おきください。